

町報

KADOGAWA

かどがわ

11

平成12年11月号 第464号

今月の主な内容

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ■第64回財政事情の公表…………… 2 | ■ごみ減量のお願い…………… 14 |
| ■一般会計の決算…………… 4 | ■交番だより…………… 16 |
| ■決算審査の公表…………… 12 | ■わたしたちの国民年金…………… 17 |



平成12年10月17日

**集まれわんぱく芸術家
日本一長い壁画が完成**

日本一住みよい門川町

第64回財政事情の公表 平成11年度決算状況

平成11年度当初の我が国の経済見通しは、前年度に引き続き金融システムに対する信頼低下や雇用不安・失業率の増加等と重なり、消費・設備・投資、住宅建設等が大きく減少し、まさしく「不況の環」とも言うべき厳しい経済不況の中、景気回復が今後どうなるか、まったく見通しのつかない極めて厳しい状況にありました。

政府は、このような状況を脱却するため、所得税等の特別減税・金融システムへの安定化措置をはじめ、財政、法制等あらゆる分野で経済対策重視の政策を実施いたしました。その結果、今日では、ようやく、我が国経済は、民需の回復力は今だ厳しい状況の中にも、明るい兆しが見えるようになり、11年度の国内総生産の実質成長率は、年度当初0.5%の見込みに対し0.6%になる見通しであります。

この間、国においては、先進国の中でも最悪といわれる財政事情のなか、景気対策を余儀なくされ、「財政構造改革」関連法案を引き続き凍結する一方、平成11年度当初予算においては、平成10年12月成立した緊急経済対策関連第三次大型補正予算20兆円と平成11年度予算とを一体としてとらえ、10年度末から11年度初めにかけての切れ目のない施策を実施する、いわゆる15ヶ月予算が編成されました。

国の平成11年度決算一般会計予算規模は、81兆8千6百億円で前年度に比べ5.4%の伸びとなっております。

一方、地方財政計画の規模は、8兆8千5百31億6千円で前年度比1.6%増でありました。その財源として多額の赤字国債が発行され、平成11年度末の借入公債残高は、国、地方を合わせると600兆円を超える見通しであります。

このような状況の中、地方財政は、特別減税措置等により地方交付税等が伸び悩み、加えて減税による地方税収等の落ち込みや減税補てん債、事業実施に伴う地方債の増発等による借入金残高が急増し、その結果、後年さらに一層の重荷を背負わされることとなり、極めて厳しい財政運営が求められています。

本町におきましては、このような状況の中、町税や地方交付税をはじめ、国庫支出金や県支出金等積極的に財源の確保に努める一方、物件費等の一般行政経費の節減・合理化に意を払うとともに、将来を見据えた町財政の健全化にも十分配慮しながら、限られた財源で、農林水産業の振興と基盤整備、商工業の振興、都市計画事業の推進、道路の新設改良、都市下水路の整備、福祉施設の整備・充実、教育施設の整備・充実、環境対策事業の推進、健康づくり事業の推進及びふれあい多目的広場の整備等の効率的な運営に努めました。

ここに、平成11年度の各会計の決算概要をご説明申し上げ第64回財政事情の公表といたします。

平成12年11月1日

門川町長 金丸親治

一般会計・特別会計

区分 会計名	予算現額	歳入			
		調定額	収入済額	不納欠損額	
一般会計	7,159,506,000	7,294,202,524	7,225,870,004	4,911,095	
特別会計	国民健康保険事業	1,570,903,000	1,704,407,683	1,642,648,334	9,564,180
	老人保健	1,973,644,000	2,006,615,209	2,006,615,209	0
	草川土地区画整理事業	142,239,000	144,818,975	144,818,975	0
	ふるさとの森造成事業	5,035,000	12,271,022	12,271,022	0
	企業誘致	4,000	28,238	28,238	0
	簡易水道事業	6,882,000	7,432,119	7,421,262	0
合計	10,858,213,000	11,169,775,770	11,039,673,044	14,475,275	

歳入歳出決算総括表

収入未済額	歳出			歳入歳出 差引残高	執行割合	
	支出済額	翌年度繰越額	不用額		歳入	歳出
63,421,425	6,998,319,475	0	161,186,526	227,550,529	100.9	97.7
52,195,169	1,548,230,240	0	22,672,760	94,418,094	104.6	98.6
0	1,972,313,652	0	1,330,348	34,301,557	101.7	99.9
0	9,802,124	0	132,436,876	135,016,851	101.8	6.9
0	2,776,066	0	2,258,934	9,494,956	243.7	55.1
0	0	0	4,000	28,238	706.0	0.0
10,857	5,055,701	0	1,826,299	2,365,561	107.8	73.5
115,627,451	10,536,497,258	0	321,715,742	503,175,786	101.7	97.0

決算収支状況

(単位:千円)

区分	年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歳入総額(A)		6,792,389	7,206,720	7,538,335	8,213,900	7,225,870
歳出総額(B)		6,567,865	6,982,043	7,225,649	7,885,051	6,998,320
歳入歳出差引額(A)-(B)(C)		224,524	224,677	312,686	328,849	227,550
翌年度繰越すべき財源(D)		8,931	0	83,892	93,435	0
実質収支(C)-(D)(E)		215,593	224,677	228,794	235,414	227,550
単年度収支[当該年度(E)-前年(E)](F)		1,458	9,084	4,117	6,620	▲7,864
積立金(G)		420,520	130,368	166,320	621,408	718,869
積立金とりくずし額(H)		372,920	555,784	382,687	679,397	260,649
地方債繰上償還額(I)		60,510	229,725	3,529	0	0
実質単年度収支[(F)+(G)-(H)+(I)](J)		109,568	▲186,607	▲208,721	▲51,369	450,356
財政指標等	基準財政需要額(K)	3,282,454	3,349,411	3,491,159	3,524,267	3,530,274
	基準財政収入額(L)	1,139,370	1,182,533	1,252,708	1,304,902	1,298,827
	標準財政規模(M)	3,629,663	3,719,836	3,881,524	3,932,597	3,935,646
	財政力指数(L)÷(K)	(0.347)	(0.353)	(0.359)	(0.370)	(0.368)
	上記()単年度比率	0.337	0.347	0.353	0.361	0.366
	実質収入比率(%)	5.9	6.0	5.9	6.0	5.8
	公債費比率(%)	16.0	15.9	15.5	15.0	15.4
	積立金現在高	2,290,977	1,877,561	1,672,994	1,626,605	2,084,825
	地方債現在高	5,485,391	5,554,613	5,898,312	6,248,473	6,192,722
	債務負担行為額	154,380	263,928	229,192	90,104	207,630
経常収支比率(%)	(80.5)	(80.2)	(79.6)	(79.8)	(82.4)	
上記()減税補てん債等を加算した比率	82.3	82.3	81.9	81.6	82.8	

(減税補てん債 84,600千円) (減税補てん債 100,000千円) (減税補てん債 108,900千円) (臨時税収補てん債 87,400千円) (減税補てん債 19,300千円)

歳入決算額の前年度対比

(単位:千円、%)

款別	平成11年度		平成10年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率
町税	1,549,003	21.4	1,445,853	17.6	103,150	7.1
地方譲与税	73,072	1.0	71,552	0.9	1,520	2.1
利子割交付金	11,422	0.2	11,023	0.1	399	3.6
地方消費税交付金	153,807	2.1	164,671	2.0	▲10,864	▲6.6
ゴルフ場利用税交付金	9,463	0.1	10,436	0.1	▲973	▲9.3
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車取得税交付金	30,709	0.4	30,494	0.4	215	0.7
地方特例交付金	31,319	0.4	0	0.0	31,319	皆増
地方交付税	2,557,593	35.4	2,503,486	30.5	54,107	2.2
交通安全対策特別交付金	2,856	0.0	3,104	0.0	▲248	▲8.0
分担金及び負担金	129,081	1.8	134,107	1.6	▲5,026	▲3.7
使用料及び手数料	178,144	2.5	122,355	1.5	55,789	45.6
国庫支出金	720,632	10.0	670,918	8.2	49,714	7.4
県支出金	451,035	6.3	889,821	10.8	▲438,786	▲49.3
財産収入	13,800	0.2	9,926	0.1	3,874	39.0
寄付金	200	0.0	690	0.0	▲490	▲71.0
繰入金	312,823	4.3	718,175	8.8	▲405,352	▲56.4
繰越金	328,850	4.6	312,686	3.8	16,164	5.2
諸収入	243,961	3.4	311,103	3.8	▲67,142	▲21.6
町債	428,100	5.9	803,500	9.8	▲375,400	▲46.7
歳入合計	7,225,870	100.0	8,213,900	100.0	▲988,030	▲12.0

一般会計の決算

決算の概要

平成11年度の一般会計決算について、その概要を説明いたします。

一般会計の予算規模は

当初予算	61億3,400万0千円
国庫補助の決定等に伴う補正	8億7,533万1千円
最終予算	70億933万1千円

となり、平成10年度に比べて12.9%の減額予算となっています。

さらに、平成10年度からの繰越事業費1億5,017万5千円を加えたと71億5,950万6千円となり、平成10年度に比べて、12.0%の減額予算となります。

この予算額に対しての決算額は、

歳入	72億2,587万0千円
歳出	69億9,832万0千円
歳入歳出差引額	2億2,755万0千円

となります。

なお、今年度は、平成12年度への繰越事業はありませんので、形式収支が実質収支となり、2億2,755万円の黒字決算となります。

また、単年度収支(平成11年度実質収支から10年度実質収支を差し引いた額)を見ると、786万4千円のマイナスとなっています。

こうした状況でありましたが、歳入面では、町税等の増収を始め、積極的に財源の確保に努める一方、歳出面では、物件費、補助費等大きく伸びた経費もありますが、集中管理により旅費、食糧費等、一般行政経常経費を節約するなど、効率的な予算の執行に努めました。

この結果、実質収支が黒字となり収支の均衡を図ることができました。

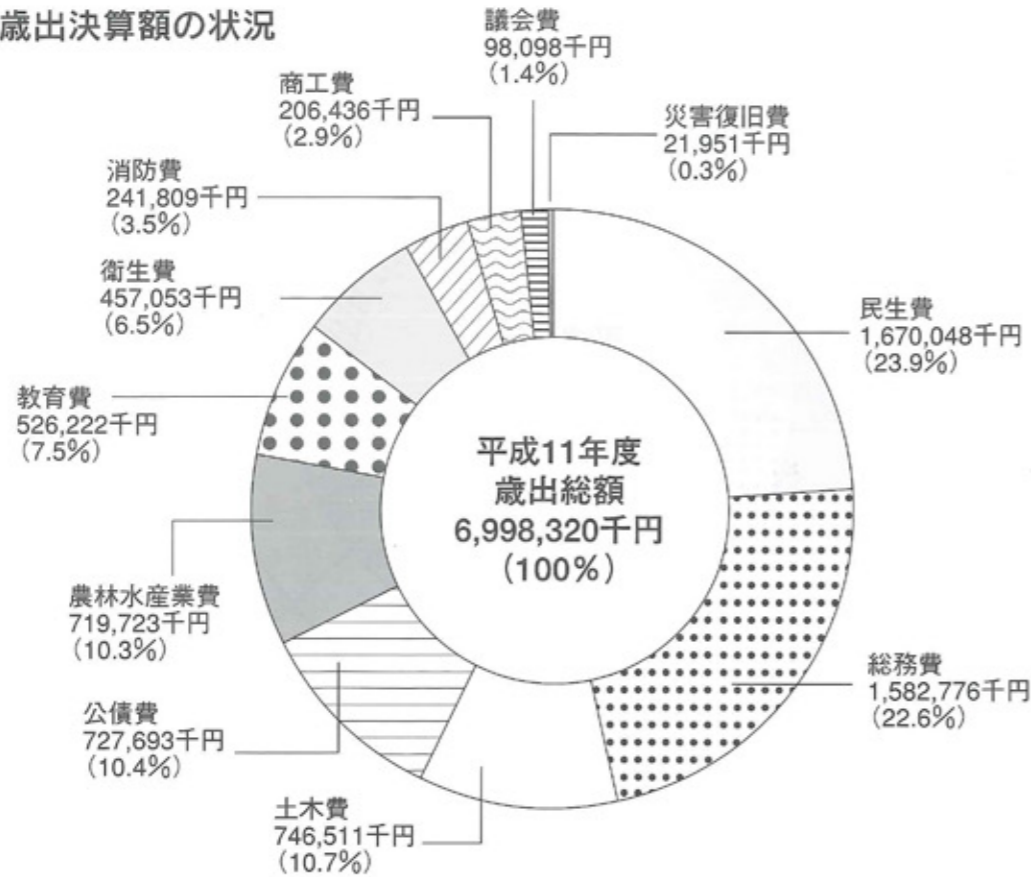
しかしながら、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況下であり、一般財源の町税、地方交付税等の大きな伸びが期待できない現状の中で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は年々増加の傾向にあることから、平成12年3月改定した「新門川町行政改革大綱」に盛り込んだ具体的実施計画書に基づき、行政改革を強力に推進し、併せて財政の健全化に努めて参ります。

歳出款別決算額の前年度対比

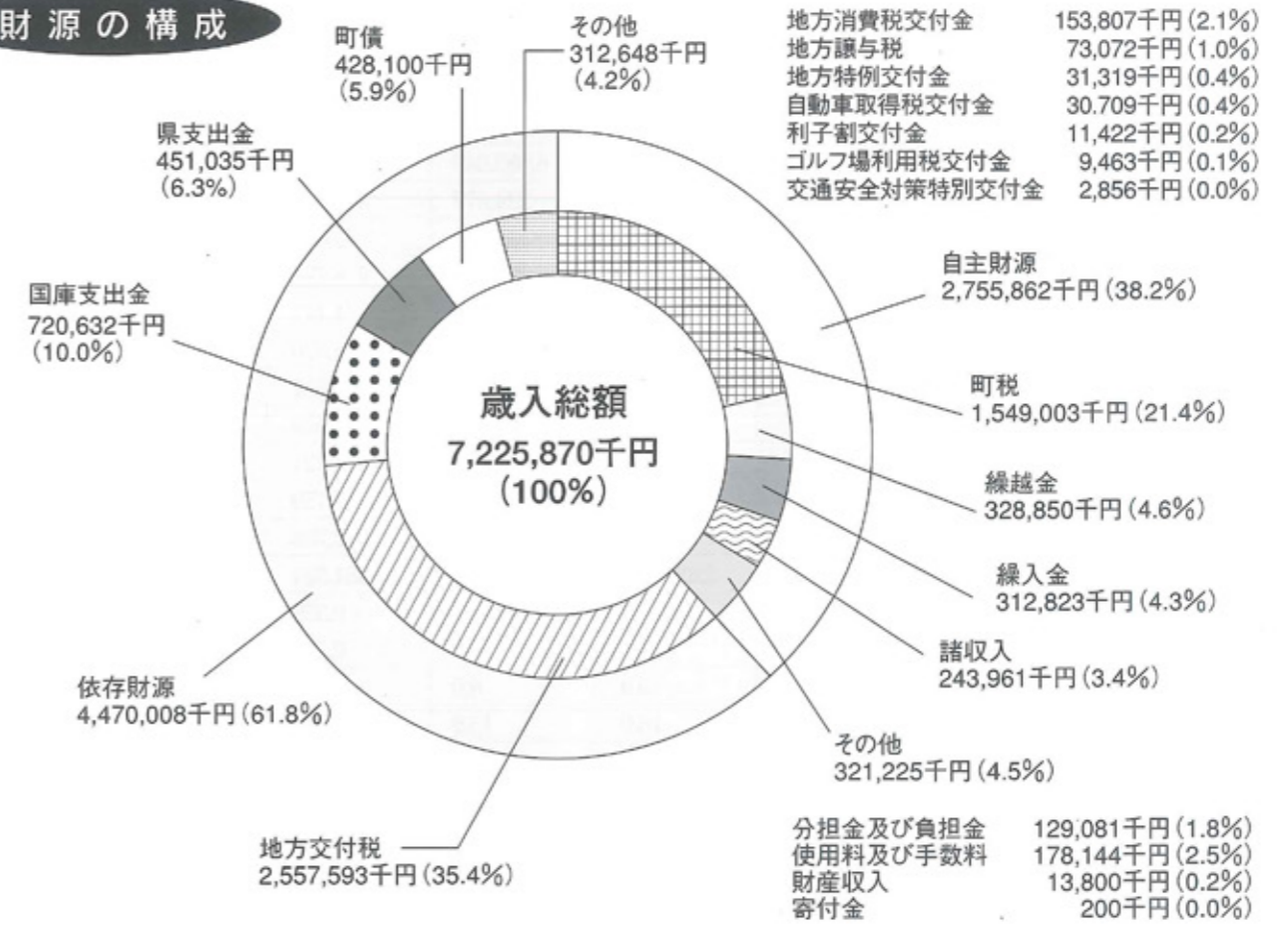
(単位：千円、%)

款別	平成11年度		平成10年度		比較		
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減額 C(A-B)	構成比 の増減	伸び率 C/B×100
議会費	98,098	1.4	100,480	1.3	▲2,382	0.1	▲2.4
総務費	1,582,776	22.6	2,566,916	32.5	▲984,140	▲9.9	▲38.3
民生費	1,670,048	23.9	1,526,606	19.4	143,442	4.5	9.4
衛生費	457,053	6.5	580,827	7.4	▲123,774	▲0.9	▲21.3
労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
農林水産業費	719,723	10.3	658,210	8.3	61,513	2.0	9.3
商工費	206,436	2.9	122,667	1.6	83,769	1.3	68.3
土木費	746,511	10.7	779,718	9.9	▲33,207	0.8	▲4.3
消防費	241,809	3.5	217,060	2.7	24,749	0.8	11.4
教育費	526,222	7.5	515,065	6.5	11,157	1.0	2.2
災害復旧費	21,951	0.3	110,910	1.4	▲88,959	▲1.1	▲80.2
公債費	727,693	10.4	706,592	9.0	21,101	1.4	3.0
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
歳出合計	6,998,320	100.0	7,885,051	100.0	▲886,731	0.0	▲11.2

目的別歳出決算額の状況



財源の構成

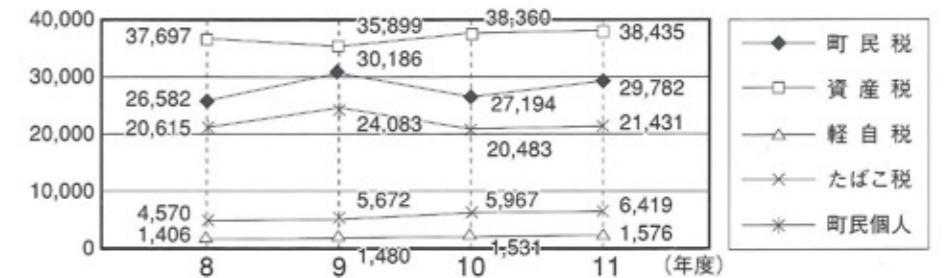


平成11年度町税負担調

人口 19,754人
世帯 7,082戸
(平成12年3月31日)
(住民基本台帳)

税目	区分	年度別	一人当たり		世帯当たり	
			金額	増減	金額	増減
1. 町民税	個人分	8	26,582	29,782 前年比:9.52%増	77,971	83,074 前年比:8.23%増
		9	30,186		86,975	
		10	27,194		76,758	
	(純固定資産税)	8	20,615	21,431 4.63%増	60,469	59,780 3.40%増
		9	24,083		69,389	
		10	20,483		57,814	
2. 固定資産税	8	37,697	38,435 0.72%増	110,573	107,209 0.98%減	
	9	35,899		103,437		
	10	38,159		108,272		
3. 軽自動車税	8	37,543	38,234 0.20%増	110,122	106,649 0.98%減	
	9	35,744		102,988		
	10	38,159		107,708		
4. たばこ税	8	1,406	1,576 2.94%増	4,125	4,396 1.71%増	
	9	1,480		4,264		
	10	1,531		4,322		
町民個人	8	4,570	6,419 7.57%増	13,406	17,904 6.30%増	
	9	5,672		16,344		
	10	5,967		16,842		

町税負担調年度別推移 (一人当たり)



公債費比率の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
公債費比率 (%)	15.9	15.5	15.0	15.4
元 利 償 還 金	920,969	691,495	706,592	727,693
内 訳				
元 金	644,778	428,501	453,339	483,851
利 子	276,191	262,994	253,253	243,842
地方債借入額	714,000	772,200	803,500	428,100
地方債借入金残高	5,554,613	5,898,312	6,248,473	6,192,722
町民一人当借入金残高(円) 19,342(人)当該年1月1日現在の住民基本台帳人口による	287,179	304,948	323,052	320,170
一世帯当借入金残高(円) 6,537(世帯)当該年1月1日現在の住民基本台帳世帯数による	849,719	902,296	955,862	947,334

基金の状況

(単位：千円)

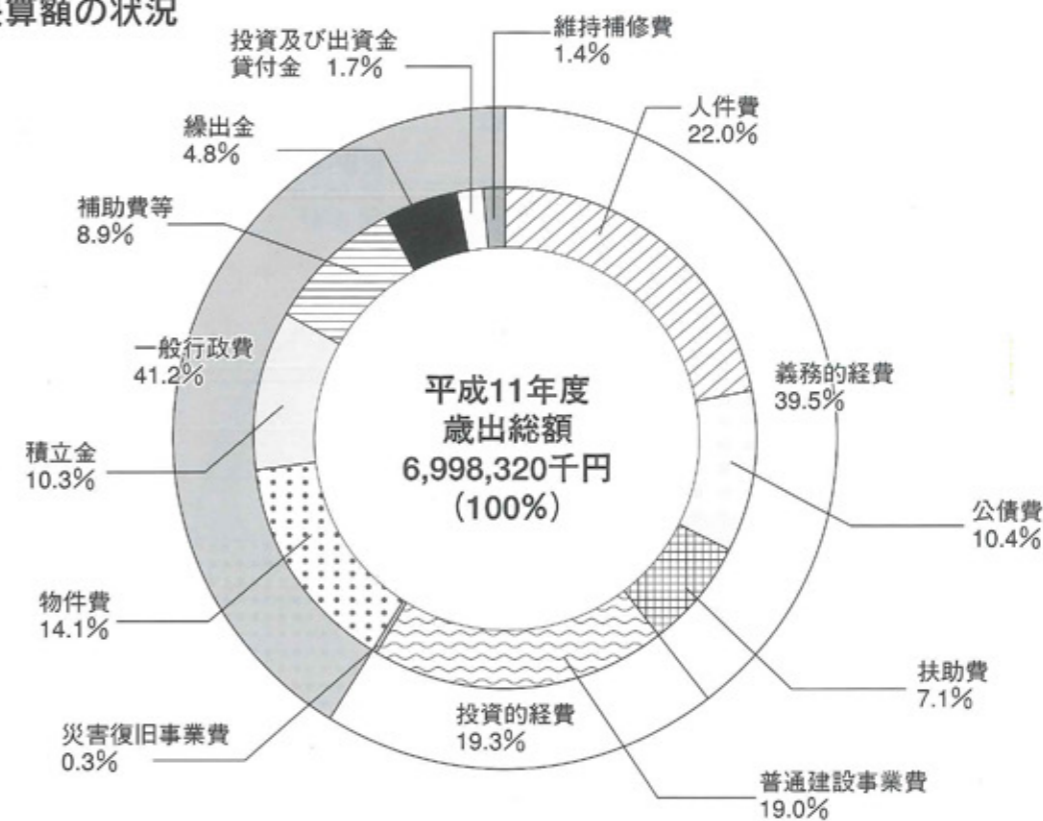
区 分	平成9年度 保有額	平成10年度			平成11年度		
		とりぐずし額	積立額	保有額	とりぐずし額	積立額	保有額
財政調整基金	54,814	0	150,252	205,066	45,000	100,441	260,507
公共施設等整備基金	850,209	420,000	248,297	678,506	120,000	251,269	809,775
ふるさと振興基金	3,152	0	8	3,160	0	9	3,169
減債基金	286,198	83,389	12,512	215,321	65,268	11,868	161,921
社会福祉基金	32,974	32,000	148	1,122	0	0	1,122
地域福祉振興基金	225,911	1,000	1,002	225,913	1,000	551	225,464
土地開発基金	173,641	115,000	679	59,320	0	13,828	73,148
水産業振興基金	32,958	25,217	20,068	27,809	26,257	20,031	21,583
ふるさと農村活性化基金	10,360	0	28	10,388	0	27	10,415
中山間地域活性化基金	2,777	2,791	14	0	平成11年度より廃止		
ふるさとの森造成事業基金	0	0	200,000	200,000	0	150,000	350,000
特定農山村振興基金					3,124	16,500	13,376
少子化対策基金					0	24,000	24,000
介護保険円滑導入基金					0	130,345	130,345
計	1,672,994	679,397	633,008	1,626,605	260,649	718,869	2,084,825

歳出性質別決算額の前年度対比

(単位：千円・%)

性 質 別	平成11年度		平成10年度		比 較		
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減額 C(A-B)	構成比 の増減	伸び率 C/B×100
義務的経費	2,765,861	39.5	2,753,268	34.9	12,593	4.6	0.5
人件費	1,539,600	22.0	1,552,788	19.7	▲13,188	2.3	▲0.8
扶助費	498,568	7.1	493,888	6.3	4,680	0.8	0.9
公債費	727,693	10.4	706,592	8.9	21,101	1.5	3.0
投資的経費	1,352,090	19.3	2,628,951	33.3	▲1,276,861	▲14.0	▲48.6
普通建設事業費	1,330,139	19.0	2,518,042	31.9	▲1,187,903	▲12.9	▲47.2
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
災害復旧事業費	21,951	0.3	110,909	1.4	▲88,958	▲1.1	▲80.2
その他一般行政費	2,880,369	41.2	2,502,832	31.8	377,537	9.4	15.1
物件費	986,672	14.1	872,163	11.1	114,509	3.0	13.1
維持補修費	95,535	1.4	70,578	0.9	24,957	0.5	35.4
補助費等	623,070	8.9	500,612	6.4	122,458	2.5	24.5
積立金	718,869	10.3	633,008	8.0	85,861	2.3	13.6
投資及び出資金、貸付金	120,146	1.7	123,666	1.6	▲3,520	0.1	▲2.8
繰出金	336,077	4.8	302,805	3.8	33,272	1.0	11.0
歳出合計	6,998,320	100.0	7,885,051	100.0	▲886,731	0.0	▲11.2

性質別決算額の状況



水道事業会計決算状況

1. 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	比率	伸率
水道事業収益	315,503	305,505	9,998	3.3
内訳				
営業収益	303,384	303,706	▲322	▲0.1
営業外収益	12,119	1,792	10,327	皆増
特別利益	0	7	▲7	皆減
水道事業費用	281,177	265,991	15,186	5.7
内訳				
営業費用	207,001	188,090	18,911	10.1
営業外費用	73,798	77,602	▲3,804	▲4.9
特別損失	378	299	79	26.4
当年度純利益	27,775	33,336	▲5,561	▲16.7

2. 資本的収入及び支出

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	比率	伸率
資本的収入	106,066	8,650	▲97,416	皆増
内訳				
企業債	100,000	0	皆増	皆増
工事負担金	6,066	8,650	▲2,584	▲29.9
固定資産売却代金	0	0	—	—
資本的支出	194,605	177,010	17,595	9.9
内訳				
建設改良費	141,704	128,619	13,085	10.2
企業債償還元金	52,901	48,391	4,510	9.3



整備が進むふれあい多目的広場



整備された(仮称)西門川地区活性化センター

特別会計

会計には、一般会計のほかに、6つの特別会計と水道事業会計があります。これらの会計はいずれも会計自体の事業収入または、特定収入を財源として運営され、かつ、町の条例や公営企業法に基づいて設置されているものであり、これらの事業が一般会計で施行される各種の事業施策とあわせて、本町発展と町民福祉の向上を推進しています。

1. 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	伸率
歳入総額	1,642,648	1,418,581	15.8
歳出総額	1,548,230	1,398,846	10.7
差引額	94,418	19,735	皆増
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	94,418	19,735	皆増
単年度収支額	74,683	▲70,468	皆増

2. 老人保健特別会計

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	伸率
歳入総額	2,006,615	1,831,149	9.6
歳出総額	1,972,314	1,790,339	10.2
差引額	34,301	40,810	▲15.9
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	34,301	40,810	▲15.9
単年度収支額	▲6,509	16,925	▲138.5

3. 草川土地区画整理事業特別会計

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	伸率
歳入総額	144,818	140,704	2.9
歳出総額	9,802	11,030	▲11.1
差引額	135,016	129,674	4.1
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	135,016	129,674	4.1
単年度収支額	5,342	411	皆増

4. ふるさとの森造成事業特別会計

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	伸率
歳入総額	12,271	15,300	▲19.8
歳出総額	2,777	7,453	▲62.7
差引額	9,494	7,847	21.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	9,494	7,847	21.0
単年度収支額	1,647	2,683	▲38.6

5. 企業誘致特別会計

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	伸率
歳入総額	28	28	0.0
歳出総額	0	0	—
差引額	28	28	0.0
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	28	28	0.0
単年度収支額	0	0	—

6. 簡易水道事業特別会計

(単位：千円、%)

区分	平成11年度	平成10年度	伸率
歳入総額	7,421	11,708	▲36.6
歳出総額	5,056	8,181	▲38.2
差引額	2,365	3,527	▲32.9
翌年度へ繰越すべき財源	0	0	—
実質収支額	2,365	3,527	▲32.9
単年度収支額	▲1,162	1,058	皆減

津波情報の伝達訓練を実施します。

※11月11日（土）の午前11時に『津波警報発令』と『解除』の訓練の為、サイレンを鳴らしますので間違えないようにしてください。

（1）訓練の方法

- ①門川町役場・門川漁協等のサイレンを鳴らします。
- ②沿岸地区の地区会長さんが地区内放送をします。
- ③次の地区には消防車や役場の広報車が広報します。



南町一区	南町二区	上ノ町区	本町区	尾末東区	旭町区
中尾区	後向区	下納屋区	上納屋一区	上納屋二区	上納屋三区
加草一区	加草二区	加草三区	加草四区	加草五区	庵川西区
庵川東区	牧山区				

（2）サイレンの内容

①大津波警報・津波警報の発令

(5秒吹鳴) (6秒休止) (5秒吹鳴) (6秒休止) (5秒吹鳴)

②大津波警報・津波警報の解除

(10秒吹鳴) (3秒休止) (60秒吹鳴)

問い合わせ 総務課 ☎63-1140 (内線243)

決算審査の公表

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成11年度門川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成11年度門川町水道事業会計決算書の決算審査の概要について公表いたします。

一. 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成11年度一般会計歳入歳出決算書
- (2) 平成11年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (3) 平成11年度老人保健特別会計歳入歳出決算書
- (4) 平成11年度草川土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書
- (5) 平成11年度ふるさとの森造成事業特別会計歳入歳出決算書
- (6) 平成11年度企業誘致特別会計歳入歳出決算書
- (7) 平成11年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (8) 平成11年度水道事業会計決算書
- (9) 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況

2. 審査の実施機関

平成12年6月1日～6月2日
平成12年7月17日～8月4日

3. 審査の要領

決算審査にあたっては、次の諸点を主眼として審査しました。

- (1) 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
- (2) 予算の執行は、その目的にそって適正かつ効率的に執行されているか。
- (3) 会計年度独立の原則は守られているか。
- (4) 法令及び条例に違反するような経理はないか。
- (5) 予算の流用は適正になされているか。
- (6) 予備費の充用は適正になされているか。
- (7) 財産管理は適正になされているか。
- (8) 財産運営は健全かつ適正にされているか。
- (9) 公営企業である水道事業会計については、経済性の発揮と公共性の確保が図られているか。

二. 審査の結果

平成11年度一般会計、特別会計、水道事業会計決算及び基金運用状況の決算審査の結果、各会計決算及び基金運用とも計数に誤りはなく、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については、門川小学校建設など社会資本の整備に伴う起債が財政指標に算入されるために公債費比率、経常収支比率は、前年度より高くなりましたが、厳しい財政状況のなかで財源の確保と一般行政経費の節減など予算執行の効率化に努め黒字決算をもって翌年度に引継ぎ、更に将来の財政状況を見越しふるさとの森造成事業に基金が積立てられたことは、財政健全化の努力として認めるものであります。

一般会計においては、農林水産業の振興・基盤整備、商工業の振興、都市計画事業、都市下水道・下排水路整備、福祉施設の整備、道路橋梁の新設改良整備、教育施設の整備、台風災害復旧、更に社会福祉、学校教育、社会教育、地域づくり、健康づくりなどの諸事業が計画執行され、社会資本の充実と町民福祉の向上が図られていることは執行当局の努力と議会の適正な判断と協力、町民の協力によるものであります。

国民健康保険事業特別会計においては、前年度に引き続き本年度も大幅な歳出増となり積立金の取りくずし、保険税の引き上げにより対応していますが、町民の健康保持対策など国保事業基盤安定に努力されることを望むものであります。

低迷する経済状況のなかで地方財政を取り巻く環境は厳しく一般会計、特別会計を通して歳入の増収は期待できず、加えて国庫補助金の削減など厳しい状況の続くなかで地方分権時代に対応する効率的な行財政運営が求められており、本年度見直し改定された「新門川町行政改革大綱」を見据えた行財政運営により本町の進展と町民福祉の向上に努力されることを望むものであります。

平成12年11月1日

門川町監査委員会

監査委員 小林 作市
監査委員 請 関 勝 廣

身体障害に関する相談事は 身体障害者相談員へ

身体障害者相談員は身体障害者福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障害者本人またはその家族からのいろいろな相談に応じ、制度的なことについては福祉事務所や役場などの関係機関とのつなぎ役になります。

また、なかなか相談しにくいことでも、障害者の立場に立ったアドバイスをしてくれます。

門川町の身体障害者相談員は次の3名の方です。



河野 信吉さん
東栄町
肢体不自由担当



坂元 昭二郎さん
東栄町
聴覚障害担当



田爪 暎弘さん
南町1区
視覚障害担当

※担当以外の障害についても相談に応じます。

問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎ 63-1140 (内線226)

教育委員を12年間務められました委員長の岡田生男さんが任期満了のため9月30日付けで、また6年余り務められた委員の永友千枝さんが健康上の理由により7月30日付けでそれぞれ退任されました。

その後任に宮ヶ原地区の工藤満生さんと上井野地区の川内田學さんが、平成12年10月1日付けで就任されました。

また、加草2区の平木 健さんは再任されましたので、町民のみなさんよろしくお願ひします。



平木 健さん 工藤 満生さん 川内田 學さん

新教育委員が
決まりました。

日向地区清掃センター改造工事に伴う

ごみ減量のお願い

門川町の可燃ごみを焼却処理をしている日向地区衛生施設組合では、平成12年11月から平成14年3月にかけて、焼却施設のダイオキシン類削減改造工事を行うことになりました。工事期間は1炉交替運転となりますので、大量のごみが搬入されますと、焼却しきれない場合が発生する可能性が高いため、更なるごみの減量にご協力くださいますようお願いいたします。

生 ご み	①畑や菜園をお持ちの方は、出来る限り堆肥として利用してください。
	②生ごみの発生を抑制する意味で、買い過ぎ、料理の作り過ぎに注意してください。
	③生ごみを燃えるごみとして出す場合は、必ず水切りを十分に行ってください。
そ の 他 の ご み	①再利用や、再生利用（リサイクル）できる物（新聞紙・チラシ・雑誌・牛乳パック古布等）は分別して、資源ごみステーションへ決められた収集日に出してください。
	②庭木を剪定した枝葉等は、腐葉土化していますので、指定された長さに縛り、町の清掃工場に直接持ち込んでください。

※ごみの直接持ち込みは、日曜日から金曜日まで（土曜・祝日を除いた日）の午前8時30分から、午後4時30分までの間です。

県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」の実施

“あなたも参加してみませんか”

環境問題に対する県民意識の高揚と美しい郷土づくり推進を目的に、各自治体、各種団体をはじめとした県民総ぐるみの環境美化活動が県下統一で実施されます。

門川町におきましては、次のとおり計画いたしましたのでみなさんの参加を期待します。

- ①実施日時 平成12年11月12日（日）午前8時30分～午前10時30分
- ②実施場所 (1) 町内主要幹線道路
(2) 中山川流域一帯（中山川流域生活排水改善推進協議会）
- ③集合場所 (1) 主要幹線道～門川町勤労者体育センター（午前8時集合）
(2) 中山川流域～中山・平城西・栄ヶ丘、西栄町、宮ヶ原、竹名、各地区流域区間ごと

※小雨決行（悪天候の場合は11月19日（日）に順延します。）

問い合わせ 生活環境課 ☎63-1140 (内線225)



＜問い合わせ＞
門川交番
 ☎63-1442

飲酒運転を追放しましょう

酒を飲んで車を運転しますと、運転操作が荒くなったり、誤ったハンドル・ブレーキ操作をします。

また、速度感覚がなくなり、視力が衰えます。

飲酒運転をすることは、きわめて危険で、重傷・死亡事故など大きな事故を起こすことにもなります。

また、事故の発覚を恐れてひき逃げに発展する可能性の高い悪質な違反です。

1 飲酒運転の事故

平成11年中に県内で発生した飲酒運転絡みの人身事故は174件で、全人身事故の2.7%を占めています。

なかでも、飲酒運転絡みでの死亡事故は17件で、全死亡事故の16.8%と占める割合が高くなっています。

2 アルコールと運転

(1) 血中アルコール濃度は、飲酒後1～2時間でピークを迎えます。

飲酒終了後1～2時間くらいたったからといって運転しますと、血中濃度が最も高い状態になり、事故を起こす危険性が高くなります。

(2) 日本酒2合強のアルコールが体内から抜けるのに約7時間かかります。

400ml(2合強)の清酒を20～30分間で飲酒しますと、体内から抜けるのに約7時間、600ml(3.3号)を飲酒しますと約10時間を要します。

3 運転にみられるアルコールの影響

(1) 道路標識、障害物、歩行者等の見落としや発見の遅れが出ます。

(2) 運転操作や反応時間が遅れ、タイミングがずれます。

(3) 運転操作が粗雑になり、交通ルールを守らなくなります。

(4) 速度感覚が鈍り、高速運転を平気でやるようになります。

運転する人に酒を提供したり、酒を飲むことを勧めることも禁止されています。

過去10年間における飲酒運転による交通事故発生状況をみますと門川町がワースト4位になっています。

すべての町民の方々が悲惨な交通事故に遭われないためにも、酒が出される会合には車を運転していかない等、家族や職場、地域ぐるみで飲酒運転追放の気運を高めましょう。

「確実な安全確認」をお願いいたします。

9月中の交通事故	人身事故	24件
	物損事故	23件

わたしたちの国民年金

国民年金をもっと身近に考え、保険料の未納期間を無くしましょう。

みなさんの身内や身近にも国民年金や共済年金、厚生年金といった公的年金を受け取っている方がいると思います。年金を受給しているからこそ現在の生活が安定していると思います。仮に公的年金制度がないとしたらどうでしょうか。働けなくなった父母や祖父母の生活は現在働いているあなたたちが仕送り等をして扶養しなくてはなりません。こうなったら大変な生活になると思います。公的年金を支給するのは、現在年金に加入している人々が納めた保険料が基になっているのです。

二十歳～六十歳までの方は国民年金などの公的年金に加入する義務があります。公的年金は、生涯にわたりわたしたちの生活を保障し支えてくれます。その理由は現役世代が公的年金制度に加入して、高齢者などの年金の支払いに必要な経費を負担するという世代間扶養の仕組みが

採られているからなのです。つまり、現役世代が納める保険料が、今の高齢者の生活を支え、現役世代が高齢者になったときは、次の世代の納める保険料が生活を支えてくれるのです。年金受給について重要なことは、必ず年金に加入し、国民年金の仕組みを知って正しく理解していただくことが公的年金を安定的に運営する道なのです。公的年金制度は世代と世代の支え合いを基本理念として成り立っています。でも、加入するだけでなく保険料を毎月納付していただき未納期間を無くすようにしましょう。

※国民年金の未納期間がありますと障害基礎年金、遺族基礎年金に大変関係がありますので、このことについてお知らせします。

一・障害基礎年金

①国民年金に加入している間に病気がケガで障害者になった時や(国民年金障害の一級二級に該当)六十歳以降で六十五歳以前

で障害者になった時は老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていなければ障害基礎年金の請求ができます。

②その障害のもとになった病気、ケガで初めて医師にかかった日の前に、加入期間の三分の二以上は保険料を納めているか、保険料の免除承認期間でなければなりません。なお、平成十八年四月一日前に病気やケガをして障害者になったときは、初診日前の属する月の前々月までの一年間に保険料の滞納がなければ、障害基礎年金の請求ができる特例も設けられています。

◎障害の認定は、病気やケガをして、初診日から一年六ヶ月たった時(その間に症状が固定した場合)は固定した日)に障害に該当するかどうか認定されます。認定は障害の程度が障害等級表の一級～二級に当てはまるかどうかによって行われます。

二・遺族基礎年金

①遺族基礎年金は、夫(父または父のいない子の母)が死亡した日の前までに、保険料を納めた月(免除を含む)が加入期間の三分の二以上あるか老齢年金の受給資格期間を満たしているときに支給されます。なお、平成十八年四月一日前に死亡した場合は死亡前一年間に保険料の滞納期間がなければ支給されます。

遺族年金を受けられるのは死亡した夫または父(父のいない子は母)に生計を維持されていた次の人です。

ア.死亡した人の妻で十八歳未満の子または二十歳未満の一級～二級の障害の子と一緒に暮らしている人。

問い合わせ

福祉課 国民年金係
 ☎(63) 1140 (内228)



乳幼児医療費助成制度が変わります

現在、門川町では0～4歳未満児を対象に医療費助成制度を実施しておりますが、平成13年1月より助成制度の変更を予定しております。現行制度は受信者の申請に基づき償還払いを行っておりますが、制度変更後は診療1回につき300円の自己負担となり、それ以上の診療費は町から医療機関へ直接払い込まれることとなります。

また、新制度移行後は受給資格証が必要になりますので、福祉課窓口にて資格証交付の手続きを行ってください。なお、資格証交付申請受付は12月1日(金)からとなります。申請の際は印鑑と保険証を忘れずに持参してください。

現行制度(=償還払い)	新制度(=現物給付)
・対象児童：0～4歳児	・対象児童：0～4歳児
・自己負担額：1人月1,000円(0歳児は自己負担なし)	・自己負担額：診療報酬明細書1件につき300円(0歳児は自己負担なし)
・給付方法：自己申請による償還払い	・給付方法：医療機関での資格証提示により現物給付
・助成基準額：1,000円(1月の診療費合計が1,000円未満は却下)	・受給資格証が必要になります。

※諸事情により新制度への移行時期が遅れる場合があります。

問い合わせ 福祉課 児童家庭係 ☎63-1140(内線227)

お知らせ連絡帳

募集

町営墓地(西又霊園)の

分譲公募のお知らせ

このことについて、次の要領により公募いたします。

公募要領

- (1) 分譲区画
No.16・No.170(2区画)
 - (2) 永代使用料
260,000円
 - (3) 申し込み資格
門川町内に住所を有する人
 - (4) 添付書類
住民票1通
 - (5) 申し込み期限
平成12年11月30日(木)
 - (6) 申し込み先
門川町役場 生活環境課
- ※分譲公募申込書の用紙は生活環境課にあります。
※申込み多数の場合は抽選とさせていただきます。

『コミュニティ助成事業』

で地域整備しませんか!

財団法人 自治総合センターでは、宝くじの普及広報事業の一環として、宝くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行っています。

本年度、本町では、自走式芝刈機等の緑化推進コミュニティ活動用具整備がなされました。本事業の助成対象は、市町村、地区住民のコミュニティ組織、自主防災組織で、コミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に関する事業、植栽等の緑化事業、防災活動に必要な施設または設備の整備、多目的な総合施設(コミュニティセンター)の建設整備事業等が対象事業となります。

地域のみなさんご活用をお願いいたします。
お問い合わせ 企画開発課
☎(63)1140(内線261)

青少年健全育成

講演会

門川町中央2ブロック青少年健全育成協議会では、たくましい青少年の育成と豊かな地域社会の実現を願って、講演会を計画しました。

地域や家庭の教育力が問い直されている今、子供を持つ親だけでなく全ての大人たちも、みんなで一緒に考えましょう。

とき 11月18日(土)
午後7時30分～9時

ところ 門川町 阿比オ2階ホール
講師 関屋 文夫氏
元 宮崎市立 鏡州中学校校長

演題 「隣の国際比較と親の役割」

主催 中央2青少年健全育成協議会
・東栄町区 ・西栄町区
・宮ヶ原区 ・竹名区
後援 門川町青少年健全育成町民会議

門川町教育委員会

門川町子ども会育成連絡協議会

お問い合わせ

教育委員会 社会教育課

☎(63)1140(内線266)

お知らせ

「成人式典」開催

次の日程により、平成13年「成人式典」を開催します。
式典日 平成13年1月7日(日)

「成人の日」の前日です
対象者 昭和55年4月2日～56年4月1日生まれの方

*成人式典名簿には、印刷の都合上、平成12年12月15日までに出席の連絡を頂いた方が記載されますので、ご了承ください。

町外在住の方で、成人式典に参加を希望される方は申込みを受付していただきます。
なお、門川町に住民票のある方は、往復ハガキで案内(出欠確認)

認)しますので、申込みの必要はありません。

お問い合わせ

教育委員会 社会教育課

☎(63)1140(内線266)

元プロ野球選手

パンチ佐藤さん講演!

11月11日(土) 門川町総合文化会館

門川町商工会は、設立40周年を記念して、11月11日、元プロ野球選手パンチ佐藤さんの講演を行います。

元気配達人・パンチ佐藤さんが、「チャレンジ」をテーマに笑いと親しみのあるトークで語ります。

午後2時40分から門川町総合文化会館で開催します。(入場無料)

お問い合わせ

商工水産課

☎(63)1140(内線256)

日曜朝市の時間が変わります

かどがわ日曜朝市の開催時間が、11月から3月までは午前8時～午前10時となります。

宮崎県最低賃金(地域別最低賃金)が改正されました。

県内事業所で働く全ての労働者に適用される宮崎県最低賃金が、次のとおり改正されました。(産業別最低賃金が適用される労働者を除く。)

日額 4,795円
時間額 600円

効力発生日 平成12年10月1日

1 宮崎県最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に適用されます。

2 最低賃金の対象となる賃金には、(1)賞与などの臨時の賃金、(2)時間外労働などの割増賃金、(3)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。

お問い合わせ

宮崎労働局労働基準部賃金室

☎0985(38)8825
最低賃金テレホンサービス

☎0985(23)4811

巡回婦人相談の実施

次の日程で婦人相談が開催されますのでお知らせいたします。

1. 期日 平成12年11月16日(木)

10:00～15:00

2. 会場 宮崎県延岡総合庁舎 第5会議室

3. 内容 いろいろな悩みごと等

4. 主催 宮崎県中央福祉相談センター

☎0985(22)3858
婦人保護係

税務相談の実施

身近な税金のことについて税務相談に応じます。

税務相談室宮崎分室の出張税務相談が開催されます。

☆とき 11月10日(金)

午前10時～午後3時

☆ところ 寿屋日向店1階

日向市都町10754・11

☎0982(53)8111

☆相談員 熊本国税局の税務相談官が応じます。

☆内容 ◎夫婦と税(パートと税)

◎年金と税・保険と税

◎医療費を支払ったとき

◎マイホームを持ったとき

◎土地や建物を買ったとき



ただいま 集計中

ありがとうございます。今回も調査票の配布・回収が無事終わりました。集計結果は、みなさんのまちづくりなどに役立てます。

2000

国勢調査

総務庁統計局

宮崎県門川町

11月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
			血圧測定 (9:30~10:30 門川町役場町民室) マタニティ教室② (13:30~15:00 門川町役場宿直室)		文化の日 いきいきまち フェスティバルイン門川 (9:00~ 総合文化会館 ~4日・16:00まで) 門川町総合文化祭 (9:30~ 総合文化会館周辺 ~4日まで)	五十鈴川流域森林整備 協定推進事業森の感謝祭 (総合文化会館周辺) 県中体連秋季体育大会 (13:00~ 県総合運動公園ほか ~6日まで) 五十鈴小学校音楽発表会 (8:35~11:15体育館)
5	6	7	8	9	10	11
文化祭少年 ソフトボール大会 (9:30~ 海浜総合公園)	ボランティア入門教室 (14:20~16:05 西門川小学校体育館)				文化祭四半的弓道大会 (9:00~ 総合福祉センター) みつばち教室 (9:30~12:00 中央保育所) 2歳児歯科健康相談 (平成10年4~5月生 13:15~13:45受付 総合福祉センター)	津波警報伝達 訓練サイレン (11:00~ 町内各地) 第4回みやがはら ふれあい文化祭 (13:30~宮ヶ原公民館 ~12日まで)
12	13	14	15	16	17	18
クリーンアップ宮崎 (8:00~10:30 町内主要道路・中山川流域) 県中学駅伝競走大会 (9:00~12:00 西都市 公認コース 門川中学校)		県婦人体育大会 (9:30~15:00 宮崎県体育館)	文化祭ゲート ボール大会 (8:30~ 海浜総合公園) 1歳6ヶ月児健診 (平成11年4~5月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター)	門川保育所 避難訓練 (午後 門川保育所)	門川中学校文化祭 (8:30~16:00 門中体育館ほか) さるびあ塾 (9:30~15:30 視察研修) 五十鈴小学校地域清掃活動 (10:30~12:00五十鈴校区)	門川小学校学習発表会 (9:20~11:00 体育館) 文化祭少年サッカー大会 (10:00~ 海浜総合公園) 青少年健全育成講演会 (19:30~21:00 アビオ2階ホール)
19	20	21	22	23	24	25
かどがわ日曜朝市 (8:00~10:00 アビオ広場) 西門川中学校文化祭 (9:00~14:30 体育館) 文化祭テニス大会・ サッカー大会・野球大会 (9:00~ 海浜総合公園)	ふれあいグランドゴルフ 大会・ふれあい給食会 (10:20~13:15 西門川小学校) 門川小学校林間学校 (わかば少年自然の家~22日まで)		小・中・児童館 合同避難訓練 (10:45~11:30 西門川小学校運動場) 家庭教育学級合同研修会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	勤労感謝の日		文化祭少年少女 バドミントン大会 (9:00~ 勤労者体育センター) 五十鈴川流域森林整備 協定推進事業植樹祭 (10:00~15:00 北郷村小児童)
26	27	28	29	30	12/1	2
文化祭少女バレーボール大会 (9:00~ 勤労者体育センター ・五十鈴小体育館) 文化祭ソフトテニス大会・ グランドゴルフ大会 (9:00~ 海浜総合公園) 文化祭ラグビー大会 (10:00~ 海浜総合公園)	文化祭弓道大会 (10:00~ 幸節館) 門川中学校吹奏楽部 第10回定期演奏会 (13:00~15:00 総合文化会館)		乳児健診 (平成12年3~4月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター)	西門川小学校 持久走大会 (11:20~12:25 西門川小学校周辺)		

思いやりの心で豊かな人間関係を…

第4回 『差別について考えよう』

前回は人権侵害についてお話ししましたね。『無視』『敬遠・忌避』や『暴行・傷害』などが重なりあった形であられる典型的な人権侵害が『差別』ですよ、とお話ししました。「敬遠」とは、うやまうやまようにして、実は相手にしないこと。「忌避」とは、いやがってさけること、なのだそうです。

ところで、手元にある国語辞典で、“差別”のところをひいてみました。そうしたら「程度に差をつけて、あつかいを分けること。わけへだて(分け隔て)」とありました。「わけへだて」をすることが差別なのです。悪意があったり偏見のある「わけへだて」がここで言う『差別』なのです。では、次の例は『差別』にあたるでしょうか。

- ①お正月に、中学生のお兄さんには2千円、5才下の弟は千円のお年玉をあげました。
- ②女の子は木登りしてはいけません。
- ③あの人は的はずれの人の悪口ばかり言ってるから付き合いたいとは思いません。
- ④公民館の館長はやっぱり男じゃないとね。
- ⑤あの人は、ちょっと人と変わっているからつきあわない方がいいですよ。
- ⑥あいつは、飲み方をしても割り勘を払おうとしないから、交ぜないことにしよう。

私は、②、④、⑤が『差別』だと考えます。女の子はいけなくて、男の子なら良いというのは、おかしいですね。人と変わっているというのは、人と違っているということですね。人は、本来違うものです。④については、言うまでもありませんね。ということで、②、④、⑤が『差別』と考えます。①、③、⑥については、それぞれなとくできる理由がありますから、『差別』とは考えませんでした。①については議論があるかもしれません。

さて、『差別』には「部落差別」「人種差別」「男女差別」などがあります。次回からはこれらのことについてお話ししましょう。

思いやりの心で豊かな人間関係を…

秋から年末にかけて
交通死亡事故等重大事故多発!!
 『日没前後の時間帯』
 ★死亡事故は、他の期間の3.6倍
 ★歩行中死者の85%は、高齢者が犠牲!
 ※事故防止の要点

◎財産をもらったとき
 ◎財産を相続したとき
 ◎の身近な質問やその
 他税に関する相談
 ★税務署相談室では電話でも相談に
 応じていますので、お気軽にご利用
 ください。
 ☎0985(24)9380

- 運転者
- ・ 早めの点灯に努めましょう。
 - ・ 対向車や先行車がない時は、ライトを上向きにして運転しましょう。
 - ・ スピードを控えめにして運転しましょう。
- 歩行者
- ・ 近くに横断歩道があるところでは、必ず横断歩道を渡りましょう。
 - ・ 道路を横断する際は、左右の安全を十分確認しましょう。
 - ・ 目立つ色の服装や反射材の装着に努めましょう。
- 自転車利用者
- ・ 早めの点灯に努め、交差点での

一時停止、安全確認を徹底しましょう。
 日向地区交通安全協会門川支部



高齢者交通安全教室

平成12年度全国秋の交通安全運動の一環として、高齢者交通安全教室が、9月27日、日向市シーサイドモータースクールで開催されました。

今回は、日向地区交通安全協会門川支部尾末分会の有免許者32名の方が参加されました。教室では、動体視力測・適性検査、点検・整備体験、基本走行・応用走行等が行われそれぞれの方が自分自身の交通安全の知識、能力について自覚されました。



今月の納期

- ・ 集合税 6 期
- ・ 国民年金保険料 11月分

●町内人口

【10月1日現在人口】

男	女	計	世帯数
9,210 (9,203)	10,322 (10,310)	19,532 (19,513)	6,769 (6,759)

※()内は前月



発行日/平成12年11月1日
 発行編集/門川町役場 総務課
 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
 TEL (0982) 63-1140(代) FAX (0982) 63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキがFAXでお送りください。